

第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成20年3月4日(火) 14:00～16:00

開催場所：名張商工会議所 産業振興センター 多目的ホール アスピア (1F)

(議事次第)

1. 開会のあいさつ
2. これまでの経緯について 資料-1
3. 運営要領(案)について 資料-2
4. 公募要領(案)について 資料-3
5. 今後のスケジュールについて 資料-4
6. その他
7. 閉会のあいさつ

(議事内容)

1. 開会

はじめに、出席委員の互選により座長として木本委員の選任、事務局による配布資料の確認ならびに出席委員の紹介後、木本座長の議事進行のもと、桜井委員からの懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

2. これまでの経緯について

木本座長の議事進行のもと、事務局より「資料-1」に基づき、木津川上流管内河川レンジャーのこれまでの取り組みの経緯について説明が行われた。

本議題に関しての委員の主な意見は以下のとおり。

河川レンジャーとは、河川整備あるいは河川管理への住民参加の一つの手法であると考えられる。したがって、河川レンジャーとは、独立して活動し、それを河川管理者が支援するといった形での住民参加のあり方の一つである。そのことを河川管理者も、河川レンジャーになる人も、十分意識したうえで活動していただきたいと願っている。

3. 運営要領(案)について

木本座長の議事進行のもと、事務局より「資料-2」に基づき、これまで2回に渡り開催した懇談会準備会において検討された運営要領(案)について説明が行われた。

本議題に関しての委員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて再検討及び修正を行うことで運営要領(案)を承認することとした。

(1)河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点について

第7条の(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)について、木津川上流管内とは具体的にどの範囲なのか。

将来的には木津川上流域の三重県、奈良県、京都府の1府2県を活動範囲とすることを考えているが、当面の間は、三重県内の近畿地方整備局木津川上流河川事務所直轄区域を活動範囲と考えている。

(2)河川レンジャーの定員について

第8条の(河川レンジャーの定員)について、若干名としているが、定員のバランスを考慮した選任方法とするのか。

河川レンジャーの配置等の計画については、懇談会ならびにレンジャー会議で議論していただきたい。

(3)河川レンジャーの任命基準について

第9条の(河川レンジャーの任命基準)について、公共施設の不正使用等の法令に違反する行為は数多くあると考えられるが、代表的なものとして考えているものは何か。

公共施設の不正使用については、例えば河川周辺への常習的な不法駐車などがあげられ、公共施設についての認識をしっかりと持っていただいている方が、河川レンジャーとして河川の指導的な立場に立っていただけると考えている。

(4)河川レンジャーの活動内容について

第10条の(河川レンジャーの活動内容)について、不法投棄の状況把握としているが、どのような手法で行われるのか。

河川レンジャーは、取締りや違反切符を発行する権限を持つ役割ではなく、例えば活動に参加していただく住民の皆様とともに、「なぜこんなにたくさんゴミがこの場所に捨てられるのだろうか」「どうすればこのゴミを減らすことができるか」「ここに捨てられないようにすることができるか」というようなことを一緒に考えたり、不法投棄が発見された場合には河川管理者に通報するといった、あまり危険を伴わない範囲での活動を行うものと考えている。

第10条に掲げられた河川レンジャーの活動内容は、河川レンジャーになった方が全て行わなければならないものではなく、たとえばいままでの活動の中で、「川の魚について詳しい知識を持っている」「環境保全活動の経験がある」「ゴミの問題について市民活動としていろいろ取り組んできた経験がある」といった方にまず河川レンジャーになっていただき、その後、河川管理者や各方面の専門家の講師による研修等にて第10条に掲げられたその他の活動についても理解を深め、地域住民あるいは活動の参加者に対して説明や指導ができるようになっていただきたいと考えている。

(5)河川レンジャー候補者の決定及び登録について

第11条の(河川レンジャー候補者の決定及び登録)について、河川レンジャー希望者の登録期間内の方で、プレゼンテーションに合格されなかった方は、講座を再受講することとなるのか。

河川レンジャー希望者の登録期間内で、プレゼンテーションに合格しなかった方、あ

るいは河川レンジャーの募集定員の都合により選任されなかった方は3年間を待機期間とする。

待機期間の候補者が複数名いる場合の選定方法については、今後の議論の中で細則の規定を含めて、適切な運用を図りたいと考えている。

(6) 保険の加入・事故の責任について

第20条(保険の加入)ならびに第21条(事故の責任)について、河川レンジャーは屋外で活動することが多いと考えられるが、不測の事態により、河川レンジャー自身または活動に参加する方や活動を支援してくれる方が事故に遭うかもしれない。そのような場合の保障や責任について説明をお願いしたい。

河川レンジャーは、年間の傷害保険等へ加入することとしており、催し物等については、レンジャー保険等に加入することとしている。また、事故の責任については、河川レンジャーの任命において、本要領(案)にて委嘱を運營業務受託者が行うこととなっているため、雇用等の関係により、責任については、法律上適正な範囲内であれば運營業務受託者が負うものとしている。

「法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする」は適切であるか。運營業務受託者が河川レンジャーに対して必ず保険に加入し、何か問題により責任を問われた場合に、法律上適正な範囲内で運營業務受託者が責任を負うということになっているため問題はないと考える。

(7) 講座受講について(補足)

第33条の(講座の受講要件)の補足として、発見講座というのは満18歳以上の方であればどなたでも受講していただけることとしており、これは、木津川のファンを幅広く増やそう、木津川のことを一般の方にもよく知ってもらいたいという目的のために設けられた講座としている。

(8) レンジャー候補者について

第39条の(レンジャー会議の役割)について、推薦委員会から推薦された河川レンジャー候補者は、必ずレンジャー会議にて任命されるのか。

推薦委員会は、行政2機関と学識経験者並びに見識者を5名(懇談会から2名、新たに3名)の構成を考えており、基本的に懇談会等における行政機関のいろんな情報を把握の上、選定することを前提としているため、原則として推薦委員会の審査により決定した候補者はレンジャー会議にて河川レンジャーとして任命されると考えている。

(9) レンジャー会議の構成について

第40条の(レンジャー会議の構成)について、「その他必要に応じて若干名」としているが、どのような場合を想定しているのか。

地域特性等に精通した方のご意見を伺いたい場合を想定し、レンジャー会議が召集することとしている。

河川レンジャーには、土木技術者が得意とする治水だけではなく、文化活動や歴史等、土木以外の分野からも任命されることが想定される。その場合、レンジャー会議の委員は、ほとんどが土木分野からの構成となっており、レンジャー会議委員の「その他必要に応じて若干名」ということで、色々な分野の方に委員として議論していただくとは思

われるが、様々な事柄について、会議の中で全て議論することは困難ではないのか。

懇談会には、現在、環境・法律・まちづくり等分野の先生方に入っただいており、色々なところでまとまりのないものについては、懇談会の意見をお聞きすることで、偏ることのないようにと考えているが、運用する上で支障が生じた場合はすぐに懇談会での検討を行いたいと考えている。

(10)その他

漁業協同組合等との調整や交渉等が必要な場合は河川レンジャーが直接行うのか。

本事項は、河川管理者に対応していただく事柄であり、河川レンジャーが、川に権利を持った方々と直接折衝することは望ましくないのではないかと。

河川利用者の中には漁業協同組合や農業協同組合等の方も含まれており、河川レンジャーには、そういう方々との間においてもコーディネートしていただくことを役割と考えているが、調整や交渉については、河川管理者が責任をもって行わなければならない部分であれば河川管理者が当然行うべきであると考えている。

案件によって線引きが難しいこともあるため、それらについてはレンジャー会議にて議論して判定していけばどうか。

4. 公募要領(案)について

木本座長の議事進行のもと、事務局より「資料-3」に基づき、公募要領(案)について説明が行われた。

本議題に関しての委員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて再検討及び修正を行うことで公募要領(案)を承認することとした。

(1)河川レンジャー養成講座の受講資格について

「木津川上流管内の住民又はこの地域に通勤通学する満 18 歳以上の方」とあるが、「木津川上流管内」という範囲は、一般住民にはわかりづらいため、具体的な市町村名等を明記した方が良いのではないかと。

三重県内の直轄区域について、一般の方にわかりやすく理解していただけるように公募要領(案)を一部修正する。

(2)河川レンジャーの定員について

河川レンジャーの応募定員を若干名としているが、今年度は何名を想定されているのか。今年度は3名程度を想定している。

将来的(5年先)には何名を想定されているのか。

具体的な数字は答え難いが、将来的に宇陀川の上流域や木津川の下流域に範囲を延伸していく中で、それぞれの地域や分野において詳しい知識を持った方に受け持ってもらいたいと考えている。

公募要領(案)の中で、河川レンジャーの定員について「募集する河川レンジャーの部門は、防災・減災、環境、川づくり、まちづくり等」としているが、河川レンジャーの主な活動内容から絞り込んで設定されたものなのか。

主な活動内容について総合的に記載している。

わかりにくい構成となっているため、削除する。

(3)その他

公募要領は、パンフレットやホームページ等により広報すると思われるが、河川レンジャーの年間活動日数や報酬、保険等に係わる様々な条件について、記載した方が良いのではないか。

本事項については、木津川上流河川事務所と相談上、検討させていただきたい。

5. 今後のスケジュールについて

木本座長の議事進行のもと、事務局より「資料-4」に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われ、原案のとおり承認された。

6. その他

木本座長の議事進行のもと、当日参加していただいた、近畿地方整備局淀川河川事務所ならびに琵琶湖河川事務所ご担当者より、それぞれの事務所での河川レンジャーの活動状況についてご説明をいただき、今後、情報共有や河川レンジャーの交流等、連携・協同して運用していきたいとし、その後、一般の傍聴者よりご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

河川レンジャーに任命された場合、活動拠点である遊水スイスイ館には月に何度通うことになるのか。

常勤するということではなく、スイスイ館の会議室を使って勉強会を開催する時などに利用していただきたいと考えている。また、将来的には流域センターとしての役割を充実させ、河川レンジャーの活動や地域の人たちが比較的自由に施設を利用し、様々な川や水に係わる活動を行っていただく場となることを期待している。

河川レンジャーの自主的な運営として、年間計画やレンジャー会議の中で議論していただきたい。

子どもを川に近づけない、どうしても連れて行きたくない、子どもが川で遊んでいればすぐに学校へ通報するというような昨今の状況の中で、学校等にも理解を示していただく必要があり、教育委員会の関係の方にも懇談会等のメンバーとして入っていただくことも考えていただきたい。

教育委員会との調整等については、漁業協同組合等と同じようにレンジャー会議にて議論して判定していけば良いのではないか。

河川レンジャーのような制度が定着し、責任を持って子どもを川で遊ばせてくれることとなれば、子どもを川で遊ばせたいため、一緒に指導してほしいといった依頼をいただけるような社会になると期待している。

7. 閉会

事務局の木津川上流河川事務所橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「第1回木津川上流河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

次 第

日時：平成20年3月4日(火) 14:00～16:00

場所：名張商工会議所 産業振興センター 多目的ホール アスピア I (1F)

1. 開会のあいさつ
2. これまでの経緯について 資料-1
3. 運営要領(案)について 資料-2
4. 公募要領(案)について 資料-3
5. 今後のスケジュールについて 資料-4
6. その他
7. 閉会のあいさつ

第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 出席者リスト

	分類	ふりがな 氏名	所属等	代理出席
懇談会 会員	学識 経験者 及び 見識者	きもと よしお 木本 凱夫	元三重大学大学院生物資源学共生環境学	
		てづか かずお 手塚 和男	三重大学教育学部教育学科 教授	
		つつい たくま 筒井 琢磨	皇學館大学社会福祉学部 教授	
		かわかみ あきら 川上 聰	NPO法人全国水環境交流会理事	
	自治 体	やまで まさみ 山出 正己	三重県伊賀建設事務所長	<企画調整課長> いわさき あきら 岩崎 彰
		もりた よしのり 森田 義則	独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長	
		しまおか すずむ 島岡 進	名張市建設部長	
		うえだ こうじ 上田 耕二	伊賀市建設部長	<次長> なかもり ひろし 中森 寛
	国土交通省	さくらい つとむ 桜井 力	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	

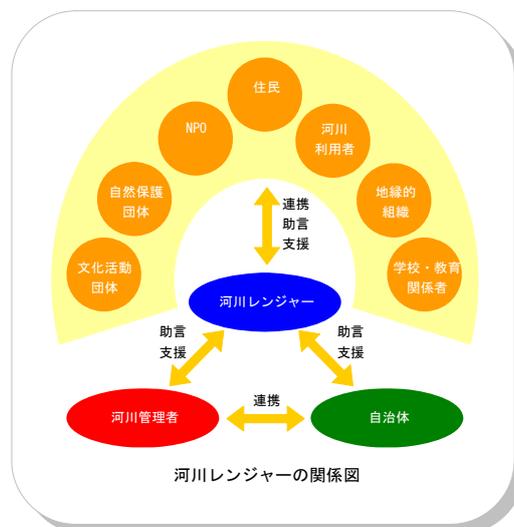
木津川上流管内河川レンジャー これまでの経緯

●発足の経緯

平成19年8月、「淀川水系河川整備計画原案」において、以下の内容が提言されました。

- ・これからの河川整備は、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係により連携・協働していくことが必要(参加型の河川整備)
- ・行政と住民との間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー)の役割に期待

これを受け、木津川上流河川事務所では、流域住民との連携・協働による参加型の河川整備を実現させるべく、平成17年度より一部計画・検討等しておりました河川レンジャー事業の本格的な活動に向けて始動する運びとなりました。



●これまでの活動経緯

○「木津川上流管内河川レンジャー懇談会準備会」の開催

河川レンジャーの運営における最高組織を「木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下、懇談会)」とし、事業の本格的運用開始として平成19年度末に設立させることを目標に「懇談会準備会」を設立しました。

懇談会準備会は、これまで2回開催し、河川レンジャーの運営についての各種要領を定めた「木津川上流管内河川レンジャー運営要領(案)及び細則(案)」を検討しました。

■懇談会準備会委員(順不動)

氏名	組織・役職
木本 凱夫 氏(座長)	元三重大大学院生物資源学 共生環境学
川上 聰 氏	NPO 法人全国水環境交流会理事
手塚 和男 氏	三重大学教育学部 憲法
筒井 琢磨 氏	皇學館大学社会福祉学部 街づくり研究会
桜井 力 氏	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

■懇談会準備会開催状況

年月日	内容
平成19年10月27日	第1回木津川上流管内河川レンジャー懇談会準備会 ・設立 ・運営要領(素案)の検討
平成19年12月5日	第2回木津川上流管内河川レンジャー懇談会準備会 ・運営要領(素案)及び細則(素案)の検討

●河川レンジャーについて(運営要領より抜粋)

河川レンジャーの役割	河川レンジャーの活動内容
河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならぬもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・減災・救援・救難の推進を図る活動 ・河川的环境保全を図る活動 ・河川の適正な利用の推進を図る活動 ・節水意識の普及・啓発活動 ・日常的な河川管理活動 ・河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動 ・河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動 ・川づくり・まちづくりへの参画・支援活動 ・木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動 ・河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信 等

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

運 営 要 領 (案)

平成 20年 3月 4日

国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

本文

木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)
- 第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第38条)
- 第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第39条-第46条)
- 第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第47条-第54条)
- 第6章 雑則(第55条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。

(河川レンジャーを運営する組織)

第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)
- (2) 木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)
- (3) 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)

2 前項各号に掲げる組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。

4 事務所長は、各項の規定に基づき各会議を設置するに当たっては必要に応じ、細則を別途定めるものとする。

(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)

第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。

- (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用
- (2) 懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用

第2章 木津川上流管内河川レンジャー

(河川レンジャーの構成)

第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。

(河川レンジャーの役割)

第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、

本文

河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。

(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)

第7条 河川レンジャーの活動範囲は木津川上流管内とする。

2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある遊水スイスイ館内に置く。

(河川レンジャーの定員)

第8条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。

(河川レンジャーの任命基準)

第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。

- (1) 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。
- (2) 地域固有の情報や知識に精通していること。
- (3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- (4) 講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。
- (7) この運営要領(案)を遵守できること。

2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。

- (1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)
- (2) コーディネートに関する知識と技術
- (3) 緊急時対応に関する知識
- (4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- (5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- (7) 郷土史への精通
- (8) 川や水に関する豊富な知識や実務経験
- (9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験
- (10) 自然観察指導員の資格
- (11) 救急・救命法受講の経験

(河川レンジャーの活動内容)

第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画原案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動
自分を守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進
- (2) 河川の環境保全を図る活動
イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進
ロ 河川環境のモニタリング
ハ 水質改善のための啓発活動

本文

(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動

- イ 河川利用者への安全指導
- ロ 不法投棄の状況把握
- ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習

(4) 節水意識の普及・啓発活動

(5) 日常的な河川管理活動

河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進

(6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動

(7) 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動

(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動

(9) 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動

(10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

- 2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することが出来る。
- 3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。

(河川レンジャー候補者の決定および登録)

- 第11条 河川レンジャーの候補者の決定は、第31条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第34条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第37条に規定するプレゼンテーションを実施した者を対象として、推薦委員会が行うものとする。
- 2 推薦委員会は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10条に規定する河川レンジャーの活動内容及び懇談会が提言する河川レンジャー事業計画を考慮して、第9条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づいて、河川レンジャー候補者を決定する。
 - 3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジャー会議に推薦するものとする
 - 4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。
 - 5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に推薦するものとする。

(河川レンジャーの任命)

- 第12条 レンジャー会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャーとして任命するものとする。
- 2 レンジャー会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び懇談会に報告するものとする。

(河川レンジャーの解任及び辞任)

- 第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。
- (1) 活動の意志がないと認められるとき

本文

(2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき

(4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為

(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき

(6) その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき

2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。

3 レンジャー会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。

4 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の下承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。

5 レンジャー会議は、第3項解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、懇談会および推薦委員会に報告するものとする。

6 レンジャー会議は第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。

(河川レンジャーの任期)

第14条 河川レンジャーの任期は、任命された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。

2 新規任命された河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを試行期間とし、レンジャー会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに4月1日からの2年間とする。

3 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認したうえでレンジャー会議が再任し、第12条第2項の報告を行うものとする。

4 第2項のレンジャー会議による審議の結果、継続が不相当であると判断された河川レンジャーは第13条第1項のレンジャー会議の提案を経て、同条第2項の事務所長の承認を得た後、同条第3項の解任を行うものとする。

(年間活動計画の作成・提出・決定)

第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末までに事務所長に提出するものとする。

2 事務所長は、前項の年間活動計画を確認し、レンジャー会議に提出するものとする。

3 レンジャー会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。

4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、事前にレンジャー会議事務局の承諾を得て、年間活動計画(変更)を事務所長に提出し、事後にレンジャー会議の承認を得るものとする。

(活動報告)

第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過および結果等を懇談会およびレンジャー会議に報告しなければならない。

2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条第1項に規定する運営業務受託者に提出するものとする。

(河川レンジャーの身分)

第17条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運営業務受託者からの委嘱者とする。

本文

(河川レンジャーの報酬等)

第 18 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。

2 河川レンジャーの報酬月額、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。

3 交通費等は、細則の規定によるものとする。

4 河川レンジャーとしての活動が月間中がない場合は、報酬を支給しない。

5 河川レンジャーは、第 9 条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第 13 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。

(経費及び報酬等の支払い)

第 19 条 第 4 条第 1 項に規定する経費、前条第 2 項に規定する報酬及び前条第 3 項に規定する交通費等は、運営業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。

2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運営業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運営業務受託者に請求するものとする。

(保険の加入)

第 20 条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第 15 条第 3 項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レンジャー保険等)に加入しなければならない。

2 前項の傷害保険(レンジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受託者が責任を持って行わなければならない。

(事故の責任)

第 21 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第 15 条第 3 項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。

(河川レンジャーへの支援)

第 22 条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するものとする。

第 3 章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会

(懇談会の役割)

第 23 条 懇談会は、レンジャー会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。

(懇談会の構成)

第 24 条 懇談会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

(1) 学識経験者及び見識者 若干名

(2) レンジャー会議座長 1 名

(3) 三重県 伊賀建設事務所 1 名

本文

(4) 独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所 1名

(5) 伊賀市 1名

(6) 名張市 1名

(7) 国土交通省近畿地方整備局

木津川上流河川事務所長

2 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。

(懇談会の組織)

第 25 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 1 項各号に規定する会員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。

2 会員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 会員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。

5 懇談会に会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

7 会長は、会務を総務する。

8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

9 前条第 1 項第 1 号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。

10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。

(懇談会の運営)

第 26 条 懇談会は、年 2 回以上必要に応じて開催するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。

(懇談会の情報公開)

第 27 条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。

2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。

(懇談会の開催)

第 28 条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。

2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。

3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各会員あてに送付しなければならない。

(懇談会の事務局)

第 29 条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。

(講座の設置)

第 30 条 懇談会に講座を置く。

(講座の構成)

本文

第31条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。

- 2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。
- 3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。
- 4 講座の運営のために講座事務局を置く。

(講座の役割)

第32条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。

- (1) 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成
- (2) 河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与
- (3) 河川レンジャーとしての適正確認
- (4) 河川レンジャー希望者の登録

(講座の受講要件)

第33条 発見講座の受講者は、満18歳以上の者であって、以下の条件に該当する者とする。

- (1) 講座開催の公募により受講を受け付けた者
 - (2) 地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者
- 2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。

(河川レンジャー希望者の登録)

第34条 講座事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。

- 2 講座事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。
- 3 講座事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。
- 4 河川レンジャー希望者の登録期間は3年間とする。
- 5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講することとする。
- 6 講座事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。
- 7 講座事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき河川レンジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。

(講座の運営)

第35条 講座は、原則として、年1回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減することとする。

- 2 講座の講師は、講義内容および実習内容に応じて、懇談会で選任する。

(講座の開催)

第36条 講座は、講座事務局が開催する。

- 2 講座事務局は、講座の開催にあたり、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。

(プレゼンテーションの開催)

第37条 第34条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を実施しなければならない。

- 2 講座事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。

本文

3 講座事務局は、プレゼンテーションの開催にあたり、開催日時、開催場所及び実施概要を河川レンジャー希望者に通知しなければならない。

(講座の事務局)

第38条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運營業務受託者とする。

第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議

(レンジャー会議の役割)

第39条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。

- (1) 河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画(案)のとりまとめ
- (2) 河川レンジャーに対する助言・意見・支援
- (3) 懇談会への報告・提案内容
- (4) 河川レンジャーの審議(任命・再任・解任)及び辞任の了承
- (5) その他必要と認められる事項

(レンジャー会議の構成)

第40条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 河川レンジャー | 全員 |
| (2) 三重県 伊賀建設事務所 | 1名 |
| (3) 独立行政法人水資源機構 | |
| 木津川ダム総合管理所 | 1名 |
| (4) 伊賀市 | 1名 |
| (5) 名張市 | 1名 |
| (6) 国土交通省近畿地方整備局 | |
| 木津川上流河川事務所 管理課長 | |
| 伊賀上野出張所長 | |
| 名張川出張所長 | |
| (7) その他必要に応じて | 若干名 |

2 レンジャー会議の運営のためにレンジャー会議事務局を置く。

(レンジャー会議の組織)

第41条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運營業務受託者が行うものとする。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。

本文

9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(レンジャー会議の運営)

第42条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。

2 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない

3 座長並びに議長は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)及び第51条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。

(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)

第43条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第13条第6項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開とする。

2 レンジャー会議の議事要旨および配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。

3 レンジャー会議及びレンジャー会議事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。

(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)

第44条 レンジャー会議での、非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(レンジャー会議の開催)

第45条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。

2 レンジャー会議事務局は、原則としてレンジャー会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。

(レンジャー会議の事務局)

第46条 レンジャー会議事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運營業務受託者とする。

第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会

(推薦委員会の役割)

第47条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める審査要領に基づき、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。

(推薦委員会の構成)

第48条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学識経験者及び見識者 若干名

(2) 三重県 伊賀建設事務所 1名

(3) 独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所 1名

本文

3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。

- (1) 伊賀市 1名
- (2) 名張市 1名
- (3) 国土交通省近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長

4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。

(推薦委員会の組織)

第49条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号に規定する委員の構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものとする。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総務する。
- 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。
- 10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(推薦委員会の運営)

第50条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。

- 2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー希望者の審査にかかわる資料を作成し、推薦委員会に提出する。
- 3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することが出来る。
- 4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)に全委員を出席させなければならない。
- 5 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。

(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)

第51条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、河川レンジャー希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。

- 2 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。
- 3 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。

(推薦委員会にかかわる情報開示)

第52条 推薦委員会での、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(推薦委員会の開催)

第53条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時

本 文

及び開催場所を通知しなければならない。

(推薦委員会の事務局)

第 54 条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運營業務受託者とする。

第 6 章 雑則

(運営要領(案)の改正)

第 55 条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。

附則

1. この運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 日から施行する。
2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命に係る事項について懇談会がその役割を担うこととする。

木津川上流管内河川レンジャー機構図

(開催予定 2回以上/年)

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会		
会員	学識経験者及び見識者 若干名	
	レンジャー会議座長 1名	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所 1名
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
		伊賀市 1名
		名張市 1名
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 1名	
オブザーバー	河川レンジャー	
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者	
講座 (開催予定 1回/年)		
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者	

- 河川レンジャーの活動計画・活動状況の報告
- 河川レンジャーの任命・再任・解任の報告
- 河川レンジャー事業計画(案)の報告

- 河川レンジャー事業計画を提言

- プレゼンテーションの開催

木津川上流管内河川レンジャー会議		
委員	河川レンジャー 全員	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所 1名
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
		伊賀市 1名
		名張市 1名
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 1名 伊賀上野出張所長 1名 名張川出張所長 1名	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者	

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	懇談会会員(学識経験者及び見識者) 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 1名
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
オブザーバー	伊賀市 1名 名張市 1名 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運營業務受託者

- 河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

公募要領(案)

平成 20年 3月 4日

国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

はじめに

「淀川水系河川整備計画原案」において、これからの河川整備は、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係により連携・協働していくことが必要であり、そのためには多くの人々に河川に興味を持っていただき、川に直接接していただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、参加型の河川整備を目指す必要があるとし、さらに、行政と住民との間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー)の役割にも期待すると提言されました。

これらを踏まえ、国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所では、流域住民との協力による河川整備の実現を目指し、行政との橋渡し役として、防災・減災、環境保全の推進、歴史・文化の普及・啓発活動など、川に関わる様々な活動を行う河川レンジャーを募るため、また、木津川上流について感心を持っていただき、好きになっていただくため、広く一般の皆さまを対象に『木津川上流発見講座』を開催します。

国土交通省近畿地方整備局
木津川上流河川事務所

目次

はじめに.....	1
1. 木津川上流発見講座.....	2
2. 河川レンジャーとは.....	3
3. 河川レンジャーになるには.....	4
4. 「講座」及び「プレゼンテーション」について.....	5
5. 河川レンジャー養成講座(予告).....	5
5. 河川レンジャー養成講座(予告).....	6
6. プレゼンテーション(予告).....	6
7. 「木津川上流発見講座」のお申し込み・お問い合わせ先.....	6

1. 木津川上流発見講座

●募集要件

満 18 歳以上の方

●募集定員

30 名

※お申し込みは、先着順とさせていただきます。
ただし、「河川レンジャー養成講座」受講希望者を優先させていただきます。

●開催場所

遊水スイスイ館
近畿地方整備局木津川上流河川事務所
伊賀上野出張所構内



三重県伊賀市小田町 242 TEL: 0595-21-0617
※会場までのアクセスは最終ページをご覧ください。

●受講料

無料

●開催日時

平成20年●月●日(●)
9:45~17:15 (9:15より受付開始)

●お申し込み期間

平成20年●月●●日(●)~平成20年●月●●日(●)(必着)
定員になりしだい締め切らせていただきます。

●プログラム・講師(予定)

時間	科目等	講師(敬称略)
9:45~10:00	開講式	
10:00~11:00	木津川上流の歩み	
11:00~12:00	木津川上流の河川環境	
12:00~13:00	昼休み	
13:00~15:00	川の利用と防災	
15:00~17:00	河川レンジャーとは	
17:00~17:15	閉講式 河川レンジャー養成講座・プレゼンテーション案内	

2. 河川レンジャーとは

河川レンジャーとは、流域の皆さまと行政との連携・協働による河川整備を実現させるため、行政が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、皆さまと行政との橋渡し役として、河川と地域との良好な関係をつくっていく人たちです。

●位置づけ

- 川との係わりが深く、川に関するさまざまな取り組みの主導的な立場にあり、地域の情報や知識に精通
- 自らの意志と責任のもとで、個性と特性を活かした活動
- 住民参加による河川の管理を目指して、住民と行政の橋渡し役となる

●主な活動内容

- 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動
- 河川の環境保全を図る活動
- 河川の適正な利用の推進を図る活動
- 節水意識の普及・啓発活動
- 日常的な河川管理活動
- 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動
- 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動
- 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動
- 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

●活動範囲及び活動拠点

- 活動範囲：木津川上流管内
- 活動拠点：遊水スイスイ館(近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)



3. 河川レンジャーになるには

河川レンジャーとして活動をしていただくためには、以下のプロセスにより河川レンジャーとして任命を受ける必要があります。



河川レンジャー任命までの流れ

4. 「講座」及び「プレゼンテーション」について

講座は、河川に関心を持つ方及び河川レンジャーを目指す方を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習による「木津川上流発見講座」と「河川レンジャー養成講座」で構成しています。

また、それら2つの講座を受講後、河川レンジャー希望者として登録された方を対象に、河川レンジャーとして行いたい活動を発表していただくためのプレゼンテーションを開催します。

公 募

満 18 歳以上の方

- 河川レンジャーを目指す方
- 講座の受講のみを希望される方

木津川上流発見講座 (1日)

- 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成
- 木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識の習得

河川レンジャーを目指す方
木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する
満 18 歳以上の方

河川レンジャー養成講座 (1日)

- 木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術の習得

「発見講座」「養成講座」修了者
「河川レンジャー希望者」の登録をされた方

プレゼンテーション (1日)

- 河川レンジャーとして行いたい活動の発表

「河川レンジャー候補者」の選定

5. 河川レンジャー養成講座(予告)

●対象者

- 木津川上流発見講座 修了者
- 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の方

●募集定員

20名
 ※お申し込みは、先着順とさせていただきます。
 ただし、「河川レンジャー」を目指される方を
 優先させていただきます。

●開催場所

遊水スイスイ館
 近畿地方整備局木津川上流河川事務所
 伊賀上野出張所構内
 (三重県伊賀市小田町242 TEL:0595-21-0617)

●受講料

無料

●開催日時

平成20年●月●日(●)
 ●●:●●~●●:●●

※プログラム等の詳細につきましては、「木津川上流発見講座」にてご案内いたします。

6. プレゼンテーション(予告)

●対象者

- 「河川レンジャー養成講座」修了者
- 「河川レンジャー希望者」登録者

●開催場所

遊水スイスイ館
 近畿地方整備局木津川上流河川事務所
 伊賀上野出張所構内
 (三重県伊賀市小田町242 TEL:0595-21-0617)

●開催日時

平成20年●月●日(●)
 ●●:●●~●●:●●

※実施要領等の詳細につきましては、
 「河川レンジャー養成講座」にてご案内いたします。

7. 「木津川上流発見講座」のお申し込み・お問い合わせ先

●木津川上流管内河川レンジャー 講座事務局

- 住所：〒518-0719 名張市栄町2935-25 駅前ビル2F
- TEL：(0595)64-7824(AM10:00~PM5:00) ○FAX：(0595)64-0994
- URL：<http://www.kizujyo.go.jp/>

※お申し込みは上記URLの他、淀川水系の国土交通省事務所や、木津川上流沿川自治体等にて配布・掲示しております講座募集案内リーフレットによりお申込み頂けます。
 ※事務局では、河川レンジャーに関するご質問・お問い合わせも受け付けております。
 ※土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。
 ※講座の実施にあたっては、テキストを無料配布いたします。



平成20年●月●日(●)開催
木津川上流発見講座 会場のご案内

会場 遊水スイスイ館

近畿地方整備局木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所構内
 三重県伊賀市小田町 242 TEL : 0595-21-0617

会場までのアクセス (9:15より受付開始)

-  シャトルバス (伊賀鉄道上野市駅)
 8:45 発・9:00 発 (定員●名)
-  伊賀鉄道上野市駅下車 北西に徒歩約12分
 JR 関西線 伊賀上野駅下車 南に徒歩約15分

※駐車場に限りがございますので、できるだけ公共交通機関またはシャトルバスをご利用下さい。

木津川上流管内河川レンジャー 今後のスケジュール

●今後のスケジュール

時 期		検 討 ・ 運 営 事 項	備 考
平成19年度	2月	14日 14:00～	懇談会設立に向けての事前担当者会議 ○これまでの経緯説明 ○今後の展開及び検討事案について
	3月	4日 10:00～	第3回 懇談会準備会 ○懇談会議事内容の検討
		4日 14:00～	第1回 懇談会 ○設立 ○これまでの経緯について ○運営要領(案)について ○公募要領(案)について ○今後のスケジュールについて
		下旬予定	公募開始(3月下旬～5月下旬予定)
平成20年度	4月		
	5月	上旬予定	第2回 懇談会 ○本格的な運用に向けて ・講座開催要領の検討・決定 ・審査要領の検討・決定
	6月	中旬予定	「木津川上流発見講座」開催
		中旬～下旬予定	「河川レンジャー養成講座」開催
	7月	中旬予定	「プレゼンテーション」開催
中旬～下旬		第1回 推薦委員会 ○設立 ○河川レンジャー候補者の決定 ○懇談会への推薦	
	下旬予定	第3回 懇談会 ○河川レンジャーの決定	
8月		第1回 河川レンジャー会議 ○設立	

紹介による希望者の選定